

NEWS LETTER

発行:水資源:環境学会

NEWS LETTER No.57 2011年7月6日

◇ 2011年度 夏季研究会 ◇

水資源・環境学会「夏季現地研究会」の案内 麗しの島・台湾の水資源と環境の力

2011年8月21日(日)~24日(水)(3泊4日)

「イラ・フォルモサ」。ポルトガルの航海士は、台湾を「麗しの島」と呼んだ。そう、北回帰線を越えると、もう台湾は熱帯になり、緑したたる島です。 戦前、台湾をこよなく愛した二人の日本人がいました。土木技術者・八田 與一と人類学者・森丑之助です。八田はフィリピンへ向かう船で戦死し、 森は日台航路の船で行方不明になります。ともに乗船中に亡くなる運命を 背負っていたのでしょうか。

目次:

2011年度 夏季研究会 ご案内	1
2011年度 研究大会 報告	3
2011年度 総会の概要	9
新規加入会員案内	12
事務局からのお知らせ	12

今回は、二人を魅了せしめた台湾を「東アジアの水資源・環境問題」(2010年度研究大会テーマ)のフィールド編として企画しました。そして、学会の趣旨に沿い、熱帯島・台湾の水資源や環境の力をつぶさに味わおうと、八田與一の事跡の旅を組みました。

八田與一は、1886年、現在の金沢市に生まれ、東京帝国大学・工学部を卒業後、台湾総督府に奉職し、現地でマラリヤなどの疫病対策や下水道整備などの衛生・土木分野で活躍します。彼が携わった事業の中でも、農業水利ダム「烏山頭ダム」は格段に有名です。このダムの完成により、台南平野は不毛の地から穀倉地帯へ一変し、どれだけ多く人びとに喜びをもたらしたことでしょうか。これゆえに、忘れえぬ恩人として、今も台湾の人たちに深く慕われています。この臨場感は、彼の地でお楽しみください。

旅行計画の概要は、下記のとおりです。あわせて次ページの旅行条件をお読みください。

【スケジュール】*関西空港出発の場合

8月21日(日)07:00集合 関西国際空港4階・JALカウンター 現地集合

09:15発 JL813便

11:10着 台湾桃園国際空港 この後、新幹線で台南市へ

宿泊:台南成大會館(ホテル:Zenda Suites)

8月22日(月)午前 国立成功大学/旧カネボウ工場跡地を視察(水銀排水問題)

午後 自然農園/鄭成功の史跡

宿泊:台南成大會館(ホテル:Zenda Suites)

8月23日(火)午前 烏山頭水庫/八田與一記念公園

午後 曾文水庫

宿泊:儷景温泉会館:Reikei Hot Spring Resort (關仔嶺温泉)

8月24日(水)午前 新幹線で嘉義駅より桃園駅を経て台湾桃園国際空港

12:10発 JL816便

15:50着 関西国際空港 現地解散



- *参加希望者には、詳細な旅行計画書をお送りします。
- *繁忙期のため航空運賃の値上がりや、燃油チャージの値上がりが予定されていること、現地の国立 成功大学で各種の予約手続きをお願いしていることなどの諸事情により、申込期限が短くなって います。恐れ入りますが、

参加を希望される方は、次の旅行条件を、よくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

旅行条件

まずは、次の確認をしてください。

- (1) パスポートの有効期限が消失していないか、確認してください。
- (2) 今回の場合、ビザは不要ですが、パスポートの残存有効期間が「台湾入国時 (8月21日 入国予定)」において3カ月以上あるか、確認してください。

以上をお読みいただいた方は、次をお読みください。

- (1) 申込期限:2011年7月15日(金曜日)
- (2) 航空便: 関西国際空港からの航空便は、上記のとおりです。東京から出発される方は、伊 藤達也先生とご一緒ください。(e-mail: tito@hosei.ac.jp)
- (3) 必要書類:至急、PDFデータで作成したパスポートの写しを電子メールで下記にお送り ください。
- (4) 申込・問合せ先: 若井 郁次郎

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3丁目1番1号

大阪産業大学・人間環境学部・生活環境学科

電話:078-875-3001(代表) 内線7754

FAX: 072-871-1259

E-mail: wakai@due.osaka-sandai.ac.jp

(5) キャンセル期限:2011年7月27日(水)

もし参加に不都合が生じ、キャンセルされる場合は、期日までに若井まで、至急お知ら せください。この日以降になりますとキャンセル料金が発生しますので、ご注意くださ い。

【宿泊先について】

台南成大會館(ホテル: Zenda Suites)

台南県台南市東区大学路2号

電話:+886-6-275-8999 FAX:+886-6-209-3576

E-mail: zendasuites@prince.com.tw http://www.zendasuites.com.tw

儷景温泉会館:Reikei Hot Spring Resort (關仔嶺温泉)

台南県白河鎮関子嶺61-5号

電話:+886-6-6822-588(代表)FAX:+866-6-6823-192/6822-688

E-mail:mans6. mans6@msa. hinet. net

http://www.reikei.com.tw

台南市の位置



『地球の歩き方・台湾』より



2011年度研究大会 「総合流域管理」 報告

研究大会は、2011年6月4日(土)、長岡京市中央生涯学習センターにおいて開かれました。今回の研究大会の出席者数は、49名でした。また、水道産業新聞社の取材がありました。報告された自由論題やテーマ論題、基調講演のあらましをお知らせします。

自由論題報告1(座長:伊藤 達也)

9時40分から以下の3本の発表が行われた。

一つ目は李 佳璘(東京大学大学院)による「ため 池の保全における多義的枠組みについて-兵庫県加古 川市西神吉町富木地区のため池を事例に-」である。 李氏は、ため池は農業用水の供給が第一目的で築造さ れ、水利慣行のもとで管理されてきたが、農村の高齢 化などによってため池管理の粗放化や管理放棄などが 問題になっている点、また近年ため池において、農業 生産だけでなく、防災や生物多様性保全、文化の伝承 などの多面的機能が注目されている点を述べ、ため池 管理において議論される多面的機能が、施設自体に有 すものとしてだけでなく、それを支える社会システム が必要であることを強調した。その上でため池の各機 能間・アクター間でトレードオフの関係になったり、 衝突することもあることを、加古川市寺田池のため池 整備事業、加古川市富木地区の池干しイベントを例に 紹介した。

続いて、王 新輝・加藤 久明・仲上 健一(立命館 大学)による「節水型都市構築のための国際水安全協 力事業の展望」(発表者:王 新輝)である。王氏ら は、気候変動の影響に対する適応策には多様な方法論 が存在するが、「節水型都市の構築」もその戦略的適 応策の一つであると位置づけ、それを「都市において 用いられる水資源を節約する」という次元に止まら ず、適応策としてのウォーター・セキュリティという 文脈の下で再構成されるべき課題であると主張する。 そして本報告では、節水型都市の構築を先進国の都市 用水を中心とした節水政策のベストプラクティスの検 討が有効であるとし、福岡県福岡市と中国河南省鄭州 市における節水型都市構築の試みの比較研究を通じた 協力事業の展望と可能性に関する考察を行った。結論 として、本発表では「インフラ整備上の問題」、「資 源管理上の問題」、「管理体制上の問題」という3点 からの問題整理を行った上で、単なるボランタリーな 協力だけでなく、ビジネスライクな視点を組み込むこ



とにより、確実な成果を構築するという視点が不可 欠であることを主張した。

三つめの発表は王 倩(高崎経済大学大学院)によ る「北京市の水資源不足とその対策」である。中国 では将来的に汚染と地下水の枯渇により、水不足が 深刻化し、特に北部、なかでも北京市の水資源不足 が深刻になる。市内の飲料水は従来、主に密雲ダム と官庁ダムの二つの水がめと地下水に頼っていた が、官庁ダム(河北省張家口)は、上流の汚染悪化に よって、1998年から北京の飲用水とすることができ なくなっている。地表水による供給量の減少から、 北京の水供給は専ら地下水の超過採取に頼ることと なり、その結果として大規模な地盤沈下が進んでい る。王氏は、対策としては、「南水北調」プロジェ クトや海水淡水化事業、水の価格調整、節水都市の 構築、中水利用などがあげられ、中央政府は北京を 優先するであろうが、資源の公平性においても、北 京の持続可能な発展においても、外省からの送水に 頼って水利用を支えることは望ましくなく、重点を 送水から節水に移し、中水利用を効率化させ、節水 機器の開発・普及促進による節水型都市建設に転換 しなければならないと主張した。

以上、3人の中国からの留学生による迫力のある発表であった。李氏の発表はこれまでの日本における農業用水維持管理と村落社会の関係を踏まえた上で、現在問題化している農業用水維持管理システム



の持続性・非持続性に関して、多面的機能の具体的な 分析から持続可能性を捉えていこうとする非常に現実 的な政策的意図を有した発表であった。今後のわが国 の用水システムの維持管理のあり方に多くの示唆を提 供している。

続いて発表された2人の王氏はいずれも中国の鄭 州、北京の水不足問題を扱ったもので、王 新輝氏は 日本の福岡市の節水政策をベストプラクティスとして 検討し、その比較として鄭州市を取り上げて検討を 行った。一方、王 倩氏は北京市の水資源政策そのも のの検討を通じて節水型都市のあり方についての検討 結果を報告した。いずれも中国諸都市が抱え、今後さ らに大きな問題となっていくことが確実な水資源問題 を真正面から取り上げたものであり、問題の解決に向 けて引き続き研究が望まれるものである。日本におい て水資源開発を目的としたダム・河口堰開発は既に過 去のものとなりつつあるが、ここに至るまでには、過 剰な水資源開発問題、環境破壊問題等数多くの問題を 発生させてきた。一方、中国では急速な経済発展と都 市化に伴う水資源問題が今後さらに大きな問題として 現れてくると思われる。日本の経験が中国での問題解 決に結びつくためにも、両王氏らの継続的な研究を期 待したい。

(要約編集:伊藤 達也)



自由論題報告2(座長:矢嶋 巌)

鈴木大地(法政大学・卒業生)による「山岳トイレの現状と展望一丹沢大山における神奈川県の取り組みを事例として一」は、事情により中止となったが、レジュメに基づき、次のように発表内容を概略した。

昨今の日本における百名山ブームなどの状況下で、特定の山岳地域への登山者集中が発生して山の過剰利用が起きている。屎尿処理問題もその一つで、対策が遅れている。1999年度から旧環境庁により、山岳環境等浄化・安全対策事業費補助事業(山岳トイレ補助事業)が開始された。この事業は民間

の山小屋がトイレを増改築する際も補助の対象となったが、汚染者負担の原則、受益者負担の原則から疑問の声があがり、2010年6月の環境省行政事業レビューにおいて、この事業は廃止の判定を受けた。

本報告は、神奈川県丹沢大山地域を訪れる登山者に対し、山岳トイレの協力金に関する意識についてアンケート調査を行ない、受益者負担の原則、汚染者負担の原則から、登山者による山岳トイレの整備・維持管理費用の負担の可能性について検討した。その結果、当該地域をモデルにした場合、登山者が支払う協力金で山岳トイレの建設コストを賄える可能性が高いことが判明した。また、これまで山岳トイレ補助事業で整備されてきた比較的登山者が多い山域では、登山者負担で山岳トイレに伴うコストを賄えた可能性が高い。一方で、登山者が少ない未整備地域における今後の整備のため、利用者負担でのコストの回収が困難であり、行政の補助が必要であるとした。

鈴木氏は、山上で目立たぬまま進行している環境 破壊の存在を示し、解決のための可能性と課題を明 らかにした。登山者が比較的少数の山域における山 岳トイレの整備のための補助について、いかに合意 形成を図っていくべきなのか、今後検討が必要であ る。

柿沼菜々子(法政大学・卒業生)は「小学校の環境教育活動における地域の空間の利用─東京都港区を事例として─」と題する報告を行った。

近年の地球環境問題への急速な関心の高まりを受けて、とくに子どもたちへの環境教育が重要視されており、多くの研究によって身近な地域における体験的学習の重要性が指摘され、地域の自然空間を利用した実践事例の紹介や教材の提供がなされている。だが、都市部の学校周辺地域では自然空間が減少しており、学校の教育活動内で十分な環境教育を行うことが容易ではないことから、本報告は東京都港区率の小学校に対するアンケート調査に基づき、都心地域の学校における環境教育活動について、体験活動の実態から自然空間の取捨選択と活動における利用実態を解明し、特徴や課題を見出した。

港区の小学校においては、ある程度の広さがある公園や自然教育園など環境教育活動の場として確立されている緑地空間は、学区を越えて利用されていた。また、学区内においては、大使館や大学敷地内の緑地、民間施設の屋上緑地など、多様な緑地空間が利用されていた。港区には、区内唯一の河川である古川や、東南部に運河や東京湾があるほか、斜面地を中心とする19カ所の湧水が水辺空間として存在するが、主に「危険である」との理由から、水辺空間の積極的な利用は一部の学校に限られていた。以上から、現在利用されていない貴重な自然空間を改



善し、いかに環境教育活動に取り込んでいくかが課題であるとした。

柿沼氏は、都心の教育機関が共通して有している と思われる環境教育実施における課題を的確に示し た。水環境が充分に活用されていない現状が明らか にされたことは、本学会に対する重要な示唆となっ たものと思われる。

若菜 博(室蘭工業大学)は、「海岸「保護林」・保 安林の歴史とその今日的役割―減災および環境育 成・保全機能を中心にして―」と題する発表を行 なった。

まず、防潮堤上の樹林が津波による被害を低減さ せる効果があることを、1946年12月に発生した南海 道地震における和歌山県広川町の『梧稜さんの堤 防』を例として示した。そして、首藤(1985)によ る防潮林の津波に対する効果と限界についての研究 以後、海岸工学などの分野で「津波に対する防潮林 の効果」の研究が蓄積されているとした。一方で、 2011年3月発生の東日本大震災で多くの海岸林が破壊 されたことを示し、今後地形などとの関係性につい て分析を行なう必要性を指摘した。次に、林帯幅が 広い秋田県の海岸砂防林が生活を守るために歴史的 に形成されてきたものであるとし、1983年5月に発生 した日本海中部地震による津波に有効であったこと を紹介した。続いて、日本の防潮林、砂防林、魚つ き林が古代に起源を有するものと想定されているこ とを紹介し、海岸砂防林、潮害防備林、魚つき林が 持つ機能の複合性について指摘した。

以上から、日本列島における海岸保護林・保安林造成の営みが、減災と環境育成・保全機能に関する千年単位の知恵が結実したものであるとし、命を守るための減災効果と同時に、その場所で生活を営み続けることを追求する営為でもあったとした。そして、津波減災のために、地震・津波に関する自然科学的理解を共通の前提としつつ、地域が行なうべき対応を示した。

東日本大震災を踏まえた本報告の内容は、まさに 現場と直結している。震災により被害を受けた海岸 保護林・保安林が、若菜氏の示すような複合的機能 を有する形で復興・再生されることが望まれる。

小沢晴司(滋賀県立大学)は「琵琶湖国定公園区域の景観評価について」と題する報告を行なった。

琵琶湖は1950年7月に日本最初の国定公園として指定され、特に人文景観については指定当時より注目されていた。2006年に近江八幡の水郷が最初の重要文化的景観に指定され、1993年には琵琶湖がラムサール条約湿地として登録されたことについて、生業の場としての琵琶湖の景観が今日的再評価をされ、生物多様性保全において琵琶湖が国際的に重要

な地域であると認識されたと位置づけた。その上 で、報告者は琵琶湖国定公園という景観デザインを とりあげ、ヨシや水鳥などの水辺の景や、水陸運や 漁等の景観要素が、万葉集、梁塵秘抄、近江八景と いった古典において多数記載されていることを、記 載状況の整理から明らかにした。そして、国定公園 指定がもたらした機能を示すために、国定公園指定 以降の琵琶湖における景観保護の展開について整理 した。すなわち、1974年までは水辺景観の保全に対 しての法的規制効果が発揮できない状態であった が、同年における公園計画の変更や、その後の水辺 の生物多様性や生業景観に対する注目が、琵琶湖国 定公園の景観デザインの機能や価値を見直す契機と なったとした。最後に、琵琶湖の優れた人文景観と 生物多様性の面からの評価を踏まえ、国立公園に準 ずる国定公園というあり方について、疑問を呈して いる。

世界文化遺産リスト登録地域や重要文化的景観指定地域などの人文景観地域に対する近年の国民の関心の高さはいうまでもない。小沢氏の指摘通り、旧国立公園法の時代からの国立公園・国定公園の位置関係を保持したままの自然公園法のあり方について、今後積極的な議論が必要である。

(要約編集:矢嶋 巌)



基調講演とテーマ論題報告

(司会:若井 郁次郎)

今回の研究大会テーマにもとづく基調講演の概要は、以下のとおりであった。

基調講演「総合流域管理の捉え方とその課題」 藤田 裕一郎(岐阜大学流域圏科学研究センター)

講演は、流域圏、水循環、物質循環など研究大会 テーマの趣旨にある、用語の紹介から始まり、流域 管理の詳細な歴史的経緯の説明へと移った。説明に



よれば、戦後の国土の荒廃の中で起こった流域対応 は、水害対応であり、これが昭和39年の新河川法の 制定へとなり、この法で水系一貫の考え方が明示さ れた。また、治山への法的整備も進み、昭和40年代 になると、流域管理あるいは氾濫原管理が一般的に 意識された。経済復興とともに都市化や土地利用の 高度化が進み、総合治水対策の導入と展開が行われ るようになり、洪水災害の防止・軽減の観点から流 域管理に着目されるようになった。人間活動の展開 の主たる場として流域を捉えると、自然と総合流域 管理へと向かい、そこでの課題解決には、当然、物 質の移動や動植物の生育・生息の理解が必要とな る。総合流域管理と環境の捉え方へと視点を移し、 公害問題から環境問題へと、さらに循環型社会や生 物多様性と、めまぐるしく変わる中で、線として見 る河川環境と、面として見る流域環境の概念の共有 化はやや困難としている。続いて、流域における物 質やエネルギーの移動の捉え方では、エントロピー 増大の説明を経て、物質や水の移動と循環、これら の循環は魚類等の水生生物の移動とも関連するこ と、水の循環は太陽エネルギーの循環であること、 水資源の偏在による国際水ビジネス化が国際戦略に なりうることの説明と、地質構造にもとづいた水系 と流砂系の関係性の解説があり、岐阜大学流域圏科 学研究センターでの「衛星生態学」の紹介があっ た。最後に、総合流域管理と治水の歴史的側面の興 味深い話題の提供があった。それは、利水、治水と いう言葉の呼び分けとともに、新田開発や舟運のた めの組織だった行動が可能になった戦国大名の出現 から江戸期の治水工事へと話題が展開した。しか し、明治になり、新田開発が水害の激化を招き、明 治29年の河川法の成立へとつながったという。この 教えとして流域管理は立地条件を考慮して総合的に 行う必要があるとのことであった。

この基調講演を受け、次の2件のテーマ論題が 報告された。これらの概要は、以下のとおりで あった。

テーマ論題報告1「流域統合管理と分割管理-利水 面から見た場合」

伊藤 達也(法政大学)

テーマ論題報告1は、統合という視点にたった流域統合管理を内容とする報告であった。これまでの河川管理の議論は、治水と利水が主であった中で、利水は、水需要の充足に対応するため、ダム・河口堰の建設が進められてきた。しかし、社会経済の状況が大きく変化してきたことから、河川水利システムは、水源拡大から統合化へと転換し、節水だけで



なく、部門間の利水調整システムの形成、流域全体 での統合的な流量管理システムの構築等、利水面か ら今後の河川管理のあり方が問われている、との問 題提起があった。まず、河川水利システムの整備で は、ダム建設後、建設前からあった河川自然水に依 存した水利団体(おもに農業用水団体)に加え、ダ ムにより水利用を保証された水利団体(おもに都市 用水団体)の出現により、これら二つの水利権と二 つの利水部門間の水利用をめぐる権利関係の調整問 題が生じたとの説明があった。この調整過程で新規 水利団体は既存水利団体の取水を妨げない「古田優 先」というルール形成に触れ、木曽川の事例紹介が あった。続いて、水資源開発計画の前提となる計画 基準渇水年は、河川流水の自然特性と水利用者の予 算制約の両者から発生した概念であり、日本では10 年に1回程度とし、全水利用者は、この基準年規模の 渇水までは取水を保証されるとの説明であった。そ して、都市用水需要の減少傾向は、木曽川水系でも 例外ではなく、新規水需要の発生を前提とするダ ム・河口堰等による水資源開発の目的は失われ、異 常渇水対策の根拠がなくなったとの報告があった。 最後に、異常渇水時のみに使用されるダム・河口堰 等は著しく不経済であり、ダム上流の堆砂、水害な ど環境面でも大きな影響をもたらすことになる。そ こで、灌漑面積が減少している農業用水が異常渇水 時における一時的な参加は、農業用水の既得権を著 しく侵害するとは考えられないことや、参加による 便益を農業用水に還元すること、しかも河川維持用 水にも新しい見方や柔軟な運用でできるようになる ことを総合的に考えると、基準点流量ルールの運用 緩和を図る意義は大きく、生態系保全にもつなが る、との結論であった。



テーマ論題報告 2 「総合流域管理と上下水道」 太田 正(作新学院大学)

テーマ論題報告2は、流域(ある川が養われる雪 雨が降下する全地域)、流域圏(自然形態の集水域 に限定せずに水環境系の影響が及ぶ地域)、水環境 (水循環を媒介にして形成される自然・社会的状 況)といったキーワードの概念の明確化から始ま り、日本の水問題の特徴と課題として、繰り返し利 用に対応できていない水系管理、点源汚染対策の下 水道に比べて見過ごされてきた非点源汚染対策、水 利権の硬直性による水の用途間や地域間での相互融 通の困難さ、適正管理をせず位置づけのない地下水 への対応放置、流域単位の外部効果の内部化および 統合的な計画・規制もしくはマネジメントの欠如の 指摘があった。具体的には、利根川における上水道 取水口と下水道排水口の無秩序な配置、一向に改善 されない水質汚染事故などの例の紹介があった。統 合的水管理モデルと住民自治については、ガバメン トからガバナンスへという視点より流域圏を一元的 に管理する大規模統合モデル、全体管理とトレード オフになる地域的な管理主体が連携する分散型ネッ トワークモデル、地域管理主体と広域管理機構によ る重層的複合的統合モデルの弱さや強さ、水需要の 減少傾向から水道経営の統合化などの問題指摘が あった。また、東日本大震災から学ぶべきこととし て、一方的な供給義務が政府から課せられ、需要追 随的な供給対応などの問題を抱えている原子力ビジ ネスと共通するインフラ事業との関連性の再考や、 上下水道では、経済主義や効率主義の弱さが明確に なったことから安全性・持続可能性を基礎とする全 体最適化の必要性の指摘があった。水道広域化の圏 域設定には、福祉水準や医療圏、経済圏など複数の 空間単位を検討し、さらに目的と機能(効率化、補 完支援、水管理などの諸機能)、計画技術を熟慮す ることが重要になるとの説明後、神奈川県における 老朽化施設の更新時のダウンサイジング、水道施設 の標高配置を考えた上流取水、埼玉県における県営 水道による直接給水、大阪府におけるダム開発から 脱却し市町村の地下水の共有化、府域一水道化など の事例紹介があった。結局、水道の現場では、ダウ ンサイジングが主となりつつある、との報告であっ た。

総合討論(パネリスト:藤田 裕一郎・伊藤 達 也・太田 正、座長:若井 郁次郎)

基調講演およびテーマ報告2件をふまえ、総合討論が行われた。そのあらましは、以下のとおりであった。

これまで利水面で大きな比重を占めてきた農業用水が話題に上がった。農水用水は、農地面積の減少とともに量的に減少傾向にある一方で、転用は依然あいまいである。各省庁も問題提起はするが、権益に触れたくなので調整主体は現れない。また。異常渇水時には農業用水への対応が必要だが、これも手付かずである。結局、農業水利の主体が誰か、という問題が不明確である。水問題全体における横断的な問題のアプローチには、文系の研究者や実務家がもっと参加し、知の融合が必要であり、これを可能にするフレームワークづくりや、主体と役割・責任を明らかにする必要がある。

水道の広域化は、経済成長を背景にして1980年代に当時の厚生省が産業政策として文脈において流域ベースで試み、実現の直前まで進んだが、地域内における価格差問題が解決できず、実現できなかった。しかし、料金格差は、現在もあまり変わらず、ネックとなり、広域化は進まず、経営格差にもなっている。理想像はあったが、用水供給事業でしかなかった。

水ビジネスは、日本の水事業主体の7割が中小事業主体という現実からいえば、規模が小さいので民間委託できない、というのが現状である。また、技術基盤も弱い。経営や組織の統合は、水管理レベルまで押し広げるまでには不十分である。

水は土木技術の発達でどこにでも送ることができる。つまりお金があるところへ流れる。流域変更など柔軟な流域圏や水循環を考えて流域圏を検討することになれば、水利用地域の統合的管理への包含、河川水、特に中流域の河川維持水確保や生態系への影響問題がある。

水のガバメントからガバナンスへの問題を考えると、かつて北部九州水資源開発協議会が活動していた。これは、国、知事および財界が参加し、水資源を管理していたが、開発の必要性がなくなるとともに、機能しなくなった。このような調整機能の再活動を期待してもよい。継続している事例として歴史的存在となった木曽川三川協議会があった。このよ





うな機能を持つ組織あるいは協議会の必要性は、伊 勢湾や関西広域連合での議論が参考になる。さら に、市長レベルでは議論があるが、地域利害に絡ん だところで議論ができるとよい。また、俯瞰的な議 論も必要である。

今後、水問題は、建設という時代では技術が中心であったが、マネジメントをするという視点をすえて、また、水量の重点があったが、林業との関係を、さらに歴史を含めた資源管理方式、例えば、破壊と再生を考えることができるシステムや文化人類学的アプローチを、それぞれ考える時機を迎えている。また、上流と下流の関係を考えると、それぞれの役割、コスト負担と財政措置、科学的なデータにもとづく統合的水管理をきちんとしなければならない。

最後に、各パネリストより次の提言があった。水 道は、大規模・効率優先型であったが、人口減少時 代を迎え、流れと水管理の分離を検討すること、簡 易水道を見直すこと、水道システムを流域システム から捉え直すことなどの課題がある。森林環境税や 水源税については、都市側で負担する根拠を深める ことや、府県レベルにとどまっているため森林圏の 捉え直すことが必要である。現状は、民有林が約6 割を占めているので、府県の保有割合を増やす必要 がある。自然エネルギーの視点より、例えば、木曽 川は、自然エネルギーを自前で使える貴重な資源で ある。また、水資源の多面的な活用から見ても、上 流域の森林は重要である。

まとめにかえて

総合流域管理は、社会・経済条件の激変に追従できずに後退している。その原因は、水問題の現実を直視したシステム思考の発想や着想の欠如、当事者の認識があっても、これを推進させる根拠・保証となる法的整備の大幅な遅れや経営力の弱さなど実に根深い。だが、日本には、多様な人材、豊かな資金、十分にストックされた社会資本や専門的知識・技術がある。これらの恵まれた条件の中で総合流域管理を前進させていくには、長期的な視野で見通す眼力をもち、速やかに戦略的意思決定できる人の登場が待たれる。

(以上の要約編集:若井 郁次郎)

奨励賞表彰

今年度より、研究大会において優れた発表を行った満40歳未満の者を表彰する「奨励賞」が設けられ、理事会での協議の結果、記念すべき第1回の奨励賞は「ため池の保全における多義的枠組みについて一兵庫県加古川市西神吉町富木地区のため池を事例に一」を発表された、東京大学大学院の李佳璘さんが受賞されました。おめでとうございました。



新聞掲載のお知らせ

6月27日(月)「水道産業新聞」にて、今回の研究大会の記事が掲載されました。 近日中に掲載記事を学会ホームページに掲載致します。ぜひご覧下さい。



2011年度 水資源・環境学会総会の概要

去る6月4日に開催された研究大会とあわせて、学会総会がもたれました。総会では以下の議案が審議され、議決されました。

●第1号議案 2010年度事業報告

2010年度の事業として以下の報告がありました (1) 研究事業

- ・研究大会(2010.6.5)「東アジアの水資源・環境」
- ・夏季研究会(2010.8.27~28)「豊水地と乏水地 一徳島県那賀川流域と淡路島一」
- ・冬季研究会(2011.3.6)「乏水地の農業利水問題」
- (2) 学会誌事業

「水資源・環境研究」第23巻の発行

- · J-STAGE導入に伴う学会誌の電子化
- (3) 広報事業
- ・ニューズレター (3回) の発行
- ホームページの運営

●第2号議案 2011年度事業計画

2011年度の事業計画として、以下の研究事業と学会誌の発行、広報事業が提案され了承されました。

- (1) 研究事業
- 研究大会(2011.6.4)「総合流域管理」
- ・夏季研究会 (2011.8.21~24) 「東アジアの水資源・ 環境―台湾南西部の現状―」
- 冬季研究会 詳細未定
- (2) 学会誌事業

「水資源・環境研究」第24巻の発行

- (3) 広報事業
- ・ニューズレターの発行(3回)
- ・ホームページの改善・充実
- (4) その他

●第3号議案 2010年度決算報告

仁連事務局長より2010年度の決算報告、花田理事より監査報告がなされ了承されました。【P10 表1】

●第4号議案 2011年度予算案

今年度の予算が事業別予算として提案され了承されました。【P10表2】

● 第5号議案 2011年度役員選出

2011年度の役員として、理事、顧問、監事に以下の会員が選出されました。

【理事】

秋山 道雄 滋賀県立大学

足立 考之 国土工営コンサルタンツ㈱

伊藤 達也 法政大学 遠藤 崇浩 筑波大学

大橋 浩 ㈱地域社会研究所

 小幡
 範雄
 立命館大学

 菅原
 正孝
 大阪産業大学

 高橋
 卓也
 滋賀県立大学

 千頭
 聡
 日本福祉大学

 土屋
 正春
 滋賀県立大学

 仲上
 健一
 立命館大学

西田 一雄 ㈱地域環境システム研究所

 仁連
 孝昭
 滋賀県立大学

 野村
 克己
 京都市上下水道局

 花嶋
 温子
 大阪産業大学

平井 拓也フジクリーン工業㈱松 優男内外エンジニアリング㈱

松岡 勝実 岩手大学

宮崎 淳 創価大学法学部 三輪 信哉 大阪学院大学

矢嶋 巌 神戸学院大学人文学部

安本 典夫 名城大学 若井 郁次郎 大阪産業大学

渡邉 紹裕 総合地球環境学研究所

【顧問】

板橋 郁夫 板橋法律事務所/創価大学名誉教授

荻野 芳彦 大阪府立大学名誉教授 國松 孝男 滋賀県立大学名誉教授

末石 冨太郎 大阪大学名誉教授・滋賀県立大学

名誉教授、東北アジア問題研究所長 愛媛県環境創造センター所長/愛媛

立川 涼 愛媛県環境創造センター所長/愛媛 大学名誉教授・高知大学名誉教授

森滝 健一郎 岡山大学名誉教授

【監事】

富岡 昌雄 滋賀県立大学 花田 眞理子 大阪産業大学



第3号議案 2010年度決算報告

【表1】2010年度決算報告

収入

内訳		決算額
繰越金		1,865,857
会費	会費収入	742,970
学会誌	学会誌販売	12,600
	超過原稿料	0
著作権料	著作権料	0
研究会	要旨集販売	5,500
その他	寄付金	0
,	収入合計	¥ 2,626,927

支出

内訳			決算額
研究事業	会議費	会場費	14,400
	その他		14,940
学会誌事業	印刷費	学会誌印刷	497,490
	通信費	郵便料	18,955
	その他		47,600
広報事業	通信費	郵便料	14,554
	委託費	広報委託	45,840
事務局経費	会議費	会場費	30,000
	通信費	郵便料	6,151
	事務費	消耗品	1,097
	その他		6,790
借入金	借入金返済		480,000
その他	その他		_
支出合計			¥ 1,177,817
2011年度	へ繰越		¥ 1,449,110

第4号議案 2011年度予算案

【表2】2011年度予算案

収入

业人				
	内訳			予算額
終	桑越金			1,449,110
至	会費収入			815,000
当	会誌販売			6,300
	収入合計		¥	2,270,410
※会費	個人会員(130)	@5,000		650,000
	学生会員(25)	@3,000		75,000
	法人会員(3)	@30,000		90,000
				815,000

支出

文出				
内訳			予算額	
研究事業	会議費	会場費	40,000	
	通信費	郵便料	2,000	
	事務費	消耗品	2,000	
学会誌事業	印刷費	学会誌印刷	750,000	*
	通信費	郵便料	40,000	
広報事業	通信費	郵便料	20,000	
	事務費	消耗品	5,000	
	委託費	委託	22,000	*2
事務局経費	会議費	会場費	30,000	
	通信費	郵便料	20,000	
	事務費	消耗品	10,000	
	その他		10,000	
借入金	借入金返済	Ť	80,000	
その他	予備費		50,000	
	剰余金		1,189,410	
	合計		¥2,270,410	

^{*1}学会誌23巻、24巻

^{*2}HPサーバレンタル



●第6号議案 規約改正

規約を下記の通り変更する旨の説明がなされ、承認可決されました。

現行	改正案
1. 本会は、水資源・環境学会と称する。	1. 本会は、水資源・環境学会と称する。 (2) 英文名称はJapanese Association of Water Resources and Environment と表記する。
2. 本会は、事務所を 滋賀県彦根市八坂町2500 滋賀県立大学環境科学部内「水資源・環境学会」事務局に置く。	2. 本会は、事務所を 滋賀県彦根市八坂町2500 <u>滋</u> 賀県立大学内「水資源・環境学会」事務局に置く。
3. 本会は、その設立の趣旨に賛同する者をもって組織し、水資源および水環境に関する総合的な研究と発表を行なう事を目的とする。	3. 本会は、その設立の趣旨に賛同する者をもって組織し、水資源および水環境に関する総合的かつ学際的な研究と発表を行なう事を目的とする。
4. 前項の目的を達成するため、機関誌の発行、研究会、講演会の開催、その他必要な事業を行なう。	4. 前項の目的を達成するため、 <u>学術誌</u> の発行、研究会、講演会の開催、 <u>すぐれた研究の表彰、</u> その他必要な事業を行なう。
5. 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦を 要し、理事会の承認を得なければならない。	5. 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
6 (4)理事会は、会費納入が3年以上にわたり滞る者について、その会員資格を停止することができる。	6 (4)購読会員は年5,000円とする。 (5)理事会は、会費納入が3年以上にわたり滞る者に ついて、その会員資格を停止することができる。

「水資源・環境学会」規約

- 1. 本会は、水資源・環境学会と称する。
 - (2) 英文名称はJapanese Association of Water Resources and Environment と表記する。
- 2. 本会は、事務所を 滋賀県彦根市八坂町2500 滋賀県立大学内「水資源・環境学会」事務局に 置く。
- 3. 本会は、その設立の趣旨に賛同する者をもって組織し、水資源および水環境に関する総合的かつ学際的な研究と発表を行なう事を目的とする。
- 4. 前項の目的を達成するため、学術誌の発行、 研究会、講演会の開催、すぐれた研究の表彰、 その他必要な事業を行なう。
- 5. 本会に入会しようとする者は、理事会の承認 を得なければならない。
- 6. 個人会費は、年五千円とする。
 - (2) 学生会費は、年参千円とする。ただし、入

会時に会費2年分を前納することとする。

- (3) 法人会費は、年参万円とする。
- (4) 購読会員は、年伍千円とする。
- (5) 理事会は、会費納入が3年以上にわたり滞る者 について、その会員資格を停止することがで きる。
- 7. 本会に、理事、監事、顧問を置く。
 - (2) 理事は総会において選出され、理事会を組織し、会務を執行する。
 - (3) 理事会は、会長、事務局長およびその他必要な委員を選任する。その任期は1年とする。
- 8. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 9. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日まで とする。
 - (2) 会計は、監事の会計監査を経た後、これを会員に報告しなければならない。
- 10. この規約を改正するためには、総会の出席者全員の過半数の賛成を得なければならない。



NEWS LETTER No.57

新規加入会員案内

●個人会員

敬称略

会員名	所 属	専門分野等
李 佳璘	東京大学	ため池、生態系保全、二次的自然、外来種駆除

学会事務局からの案内と連絡

学会誌の電子化開始と23巻以降の閲覧方法 (認証パスワードが必要となります) について

前回のニューズレターでもお知らせした通り、水資源・環境学会事務局では学会誌 『水資源・環境研究』の電子化を進めており、本年3月31日より J-STAGE (http://www.jstage.jst.go.jp/browse/jwei/-char/ja)にて運用開始しております。

6月24日に22巻の公開を開始し、現在J-STAGEでの公開は21・22巻となっており、23巻も近日 中に公開予定です。

水資源·環境学会の公開ポリシーと致しましては、学会誌最新号公開後、半年間は会員様のみ ご覧いただける「認証制」とさせていただきます。23巻公開から認証制とさせていただきます が、認証パスワードは、公開準備が整い次第、郵送でご連絡、合わせてご登録いただいている E-MAILアドレスにも配信させていただきます。学会事務局へのメールアドレス登録がお済でな い方、または変更になっている方は、ご連絡をお願い致します。

会員の皆さまにはご不便をおかけ致しますが、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。 学会誌の電子化について、ご不明な点等ございましたら、事務局までご連絡下さい。 皆さまからのご投稿をお待ち申し上げております。

連絡先に変更はございませんか?

転居などにともなう住所の変更で、学会からの郵便物が返送されて来る場合、登録いただいている E-mailアドレスがエラーで届かない場合が多数ございます。 所属先、連絡先等、変更がございましたら下記学会事務局までご連絡下さい。

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500 滋賀県立大学環境共生システム研究センター内 発行:水資源•環境学会

TEL 0749-28-9851 Fax 0749-28-0220 E-Mail: jawre@ses.usp.ac.jp

http://www.jawre.org/